



■インフルエンザにかかったら■

～自宅療養期間の変更について～

横浜ながつた内科・呼吸器クリニック

<http://www.yokohama-nagatsuta-clinic.net/>

TEL:045-989-5822

瀬戸 武志

既にご存じの方も多いと思いますが、2012年4月に学校保健安全法施行規則でインフルエンザにかかった場合の出席停止期間が変更になりました。54年振りの変更です。「解熱後2日を経過するまで」から「発熱後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで」に変更になりました。

なぜ規則が変更になったのでしょうか？以前の規則は、まだ抗インフルエンザ薬がなかった1958年に定められ、抗インフルエンザ薬が汎用される現状は想定されていなかった時代の規則でした。現在使用されている全ての抗インフルエンザ薬は、ウイルスの数が増えるのを抑える効果がありますが、ウイルスをS殺す(無力化する)効果はありません。ウイルスが爆発的に増えることは抑えられ、熱が下がる期間が数日早まりますが、感染力のあるウイルスはまだ体の中にいて他の人にうつして流行を拡げてしまう恐れがあります。熱が出て5日経過すればウイルスの数も減り、ウイルス自体の力も衰えて人にうつる危険がほとんどなくなります。

作用機序が全く異なる抗インフルエンザ薬が新たに開発された場合は、また規則が変更になるかもしれませんが、現時点では2日程度で熱が下がっても発熱4日目や5日目に登校・登園はさせないでください。どんなに早くても発熱後6日目以降の登校・登園となります。